

堺市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立男女共同参画センター

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 施設の概要

＜所管部局＞

市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

＜指定管理者＞

団体名 コクリコさかい運営共同事業体

代表団体 株式会社セルボ彩

構成団体 株式会社大阪建物管理

構成団体 有限会社南海ステージ

＜指定の期間及び指定管理に係る経費＞

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年度の委託料 8,184万円

＜施設名及びその主な内容＞

名 称 堺市立男女共同参画センター

所 在 地 堺区宿院町東

設置年月 昭和55年9月

設置目的 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造、地上3階

敷地面積 1,325.61 m²

建築面積 818.89 m²
 延床面積 2,029.05 m²
 施設内容 第1研修室、第2研修室、料理室、実技室、和室、大ホール、
 相談室、託児室等

第6 事業状況

＜利用状況＞ 令和5年度

	稼働率 (%)	利用者数 (人)
第1研修室	55.0	5,256
第2研修室	57.0	8,020
料理室	44.2	2,729
実技室	55.6	3,880
和室	40.2	2,010
大ホール	72.3	25,038
相談室	—	1,476
その他	—	11,102
合計	—	※ 59,511

※施設外での利用者(動画配信講座等)も含めると合計は62,600人となる。

＜収支状況＞ 令和5年度

(単位：円)

	金 額
収 入	104,600,387
指定管理料	81,840,000
受講料	22,566,200
利用料金	192,700
その他	1,487
支 出	100,199,812
人件費	56,065,854
講師料	19,042,573
その他	25,091,385
繰 越	440,000
収支差額	3,960,575

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に、利用料金収入に関する報告として、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載することとされている。このうち、令和5年5月の減免の状況について、定期報告書では17件・9,000円、事業報告書では16件・8,800円と報告していたが、実際に減免が行われたのは15件・7,700円であった。

また、市は、定期報告書と事業報告書で異なる内容の報告を受けていたにもかかわらず、指導を行っていなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[施設稼働率の計算について（意見）]

仕様書において、市は、指定管理者に求める目標として、施設稼働率を50%以上と設定している。また、指定管理者は、基本事業計画書において、令和5年度は60%以上の施設稼働率を目標としており、事業報告書では、令和5年度の達成状況は54.1%と報告していた。

男女共同参画センターの施設の利用状況としては、貸館業務による利用よりも、指定管理事業で実施している各種講座による利用のほうが多く占めている。講座は、10時～12時あるいは13時30分～15時30分に実施され、講座終了後は受講生と指定管理者で清掃や意見交換等を行っており、この時間（以下「清掃等時間」という。）で1時間使用したと施設稼働率においては計算されている。

今回の監査において確認したところ、指定管理者の公募時に市が設定した目標値（50%以上）は、分母（利用できる時間）にも分子（利用された時間）にも清掃等時間を含めず、かつ、1時間ごとの利用状況から計算した施設稼働率を基に設定しているとのことであった。

一方、指定管理者は、分母にも分子にも清掃等時間を含めており、かつ、「午前」（9時～12時）、「午後」（12時30分～15時30分）、「夕方」（15時30分～17時30分）の3区分に時間を分け、1時間でも利用のあった区分は利用されたものとして計算した施設稼働率（54.1%）を、達成状況として報告していた。

指定管理者の施設稼働率の計算方法は、以下の点に問題があると考えられる。

(ア) 「午後」や「夕方」の区分において、講座が終了した後の清掃等しか行っていなかった場合でも、施設稼働率の算定においては利用されたものとして計算しているため、1時間ごとの利用状況から計算するよりも施設稼働率が高く見える状態にある。

(イ) 男女共同参画センターは、指定管理事業で実施する講座による稼働が多いとはいえ、指定管理者は施設の貸館業務や自主事業も実施していることを鑑みると、利用状況の実態がわかる施設稼働率が表されているとは言いがたい。

(ウ) 市は、適切な計算方法を考えた上で目標値を設定し、指定管理者の設定した目標値や計算方法が、市が求める情報となっているか確認すべきであるが、確認を行っていなかった。なお、市が目標値（50%以上）の設定に当たり用いたという計算方法により、指定管理者から提出された資料を基に令和5年度の施設稼働率を計算したところ39.0%となった。

これらは、施設の利用状況の適切な評価や、施設活用の適切な検討・向上に繋がらないおそれがある。そのため、評価の目的や実態に即した施設稼働率の計算方法や、それに応じた目標値の設定を、清掃等時間の取扱いも含めて検討されたい。

[利用者満足度の測定方法について（意見）]

仕様書において、市は、指定管理者に求める目標として、利用者の満足度割合を 85%以上と設定している。また、指定管理者は、基本事業計画書において、令和 5 年度は 87%以上を目標としており、事業報告書では、令和 5 年度の達成状況は 97%と報告していた。一方、事業報告書に添付された利用者アンケートの集計結果では、施設の総合評価について、「大変満足」が 13%、「満足」が 53%、「普通」が 31%、「不満」が 3%、「大変不満」が 0%となっており、達成状況として報告されていた 97%という数値は、「大変満足」「満足」のほか、「普通」も含めたものとなっていた。

「普通」という回答項目は、施設に対して特に満足とも不満とも思わなかった利用者が選択している可能性があると考えられるため、「普通」と回答のあったものを、満足というプラス評価のものであるとみなすことは適切か疑念が生じる。

また、「普通」の回答も満足度を含めて集計すると、仮に、「大変満足」「満足」の割合が減り「普通」の割合が増えた状態になったとしても、目標値を達成していた場合、積極的な利用者満足度の向上に向けた取組が期待できなくなる可能性がある。

そのため、今後の利用者満足度の測定方法について、評価の目的に即したものであるよう見直しを行われたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。